

# 常滑市農業集落排水事業経営戦略

（令和2年度～令和11年度）

令和2年4月

常滑市建設部下水道課

# 目 次

---

1. 経営戦略について	1
(1) 経営戦略とは	1
(2) 経営戦略策定の経緯	1
(3) 常滑市における経営戦略	1
2. 農業集落排水の役割	2
3. 農業集落排水事業の現状	3
(1) 農業集落排水の概要	3
(2) 農業集落排水の区域	4
(3) 農業集落排水経営に係る状況	5
① 農業集落排水の整備	5
② 人口	6
③ 有収水量と使用料収入	7
④ 施設の老朽化	7
⑤ 経営指標	8
4. 経営の課題	10
5. 経営の基本方針	12
6. 経営基盤強化への取組み	12
7. 財政収支の見通し	17

# 1. 経営戦略について

---

## (1) 経営戦略とは

農業集落排水は、生活環境及び自然環境を守るために必要不可欠な都市の基盤施設です。

しかしながら、人口減少や節水意識の向上等により、将来、使用料収入が減少する等、農業集落排水の事業経営は、今後厳しい状況に向かっていると考えられます。

経営戦略とは、将来の投資と財源を財政収支により予測し、改善すべきポイントを把握することによって、その対策を立案し、実施すべき取組みを示すことで持続的な経営基盤強化を目指すものです。

## (2) 経営戦略策定の経緯

平成26年8月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取組みの一つとして経営戦略を策定することが求められました。

また、平成28年1月には「経営戦略の策定推進について」において令和2年度までに経営戦略の策定率を100%とすることとされており、下水道事業の経費に係る地方交付税措置を講ずるに当たっては、平成29年度から経営戦略の策定が要件となっています。

なお、経営戦略は、3年から5年ごとに見直し、P D C Aサイクル<sup>\*</sup>を働かせることが必要とされています。

## (3) 常滑市における経営戦略

常滑市では、農業集落排水の施設である管きよや処理場は、整備が完了していますので、それらの機能を保持するため、適切な維持管理を持続していく必要があります。

また、昭和61年度より供用開始していることから、施設の老朽化が進行しており、順次、修繕・改築を行う必要があります。老朽化は、今後、さらに進行し、修繕・改築費が増大することが懸念されます。

このような状況の中、常滑市は農業集落排水事業の経営基盤をより強固なものにするため、平成28年度に経営戦略を策定しましたが、今回、地方公営企業法の適用に伴い、経営戦略の見直しを行うものであります。

計画期間は、中期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう**令和2年度から令和11年度までの10年間**とします。

<sup>\*</sup>P D C Aサイクル Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、改善していく手法

## 2. 農業集落排水の役割

---

農業集落排水は、次のような目的を持って建設、維持すべき農業集落の基盤となる施設です。

- (1) **生活環境の改善**                      トイレの水洗化を進めることで快適な生活環境を創出します。
  
- (2) **公共用水域の水質保全**              河川、海等の公共用水域に未処理の汚水を排水すると、自然環境の破壊につながる恐れがあります。農業集落排水は処理場で汚水を浄化し、良好な水質を保全します。
  
- (3) **衛生的な環境を維持**                  家庭や事業所の汚れた排水（汚水）やし尿等を適切に排除しなければ、伝染病が広がりやすい不衛生な状況となります。農業集落排水は汚水を排除することでこれを防ぎます。

### 3. 農業集落排水事業の現状

#### (1) 農業集落排水の概要

平成30年度末の常滑市農業集落排水の概要は、表-1のとおりです。

表-1 常滑市農業集落排水の概要（平成30年度末現在）

項目	内容	説明等	
事業着手	昭和55年度	事業採択を受け、汚水処理事業に着手した年度（宮石地区から順次着手）	
整備面積	286ha	汚水管きよの整備を行い、農業集落排水が使用できるようになった区域の面積（宮石地区を含む）	
整備率	100%	整備完了	
農業集落排水を使用できる人口	7,576人	汚水管きよを整備した区域内の人口（整備人口）	
農業集落排水を実際に使用している人口	6,601人	汚水管きよに接続した世帯の人口（水洗化人口）	
水洗化率	87.1%	農業集落排水を実際に使用している人口 ÷集落排水を使用できる人口×100	
農業集落排水普及率	12.8%	農業集落排水を使用できる人口 ÷行政人口（59,135人）×100	
主要な施設 ※	汚水管きよ	延長 約70km	
	処理場	矢田地区	矢田クリーンセンター
		久米地区	久米クリーンセンター
		前山地区	前山クリーンセンター
		宮石地区	宮石集落排水処理場（廃止 <sup>※1</sup> ）
		桧原地区	桧原クリーンセンター
		小鈴谷地区	小鈴谷浄化センター
		広目地区	広目集落排水処理場
坂井地区	坂井集落排水処理場		

※1 宮石地区（整備済み）約24haは令和2年4月より公共下水道へ接続します。

#### ※ 主要な施設の働き

汚水管きよ 各家庭や事業所の汚水を集め、処理場まで流します。

処理場 汚水管きよで集めた汚水を浄化して、河川等に放流します。

## (2) 農業集落排水の区域

農業集落排水の整備区域を図-1に示します。



図-1 農業集落排水の区域

### (3) 農業集落排水経営に係る状況

#### ① 農業集落排水の整備

農業集落排水の整備は、昭和55年度に宮石地区に着手して以降、表-2に示すとおり、整備を進めてきました。平成16年度の桧原地区の整備完了により全区域で整備済みとなっています。よって、平成30年度末現在の整備率は、100%となっています。

各地区の処理場の供用開始時期を表-3に示します。

表-2 整備の状況

地区名	整備面積	整備期間	整備状況
矢田地区	47 ha	平成元年度～平成8年度	完了
久米地区	52 ha	平成10年度～平成15年度	完了
前山地区	67 ha	平成4年度～平成9年度	完了
宮石地区	24 ha	昭和55年度～昭和61年度	完了
桧原地区	44 ha	平成11年度～平成16年度	完了
小鈴谷地区	23 ha	平成2年度～平成8年度	完了
広目地区	7 ha	昭和60年度～昭和62年度	完了
坂井地区	22 ha	昭和59年度～昭和62年度	完了
合計	286 ha	昭和55年度～平成16年度	完了

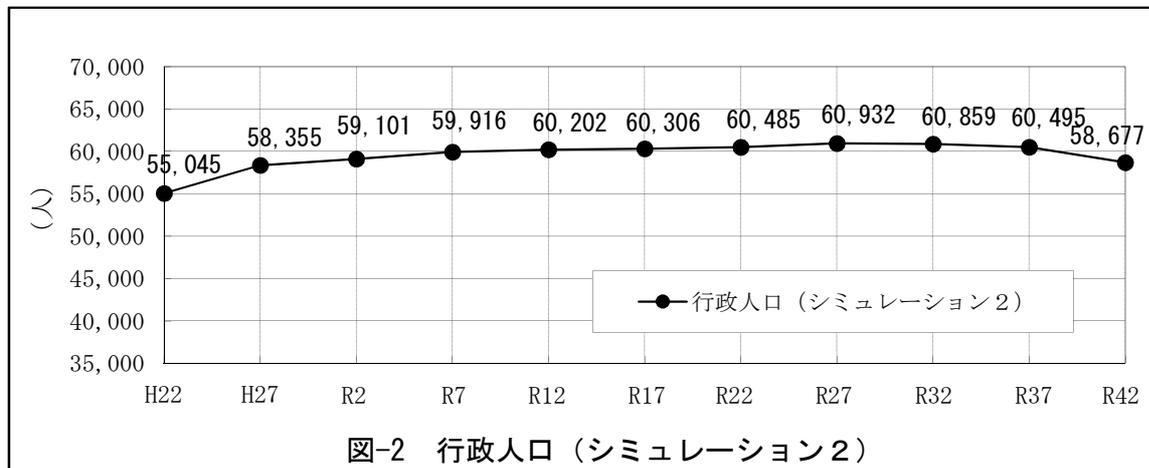
表-3 処理場の供用開始時期

地区名	施設名称	供用開始年度	備考
矢田地区	矢田クリーンセンター	平成6年度	
久米地区	久米クリーンセンター	平成16年度	
前山地区	前山クリーンセンター	平成9年度	
宮石地区	宮石集落排水処理場	昭和61年度	
桧原地区	桧原クリーンセンター	平成17年度	
小鈴谷地区	小鈴谷浄化センター	平成6年度	
広目地区	広目集落排水処理場	昭和63年度	
坂井地区	坂井集落排水処理場	昭和63年度	

## ② 人口

常滑市では、将来の行政人口を図-2のとおり推計しています。

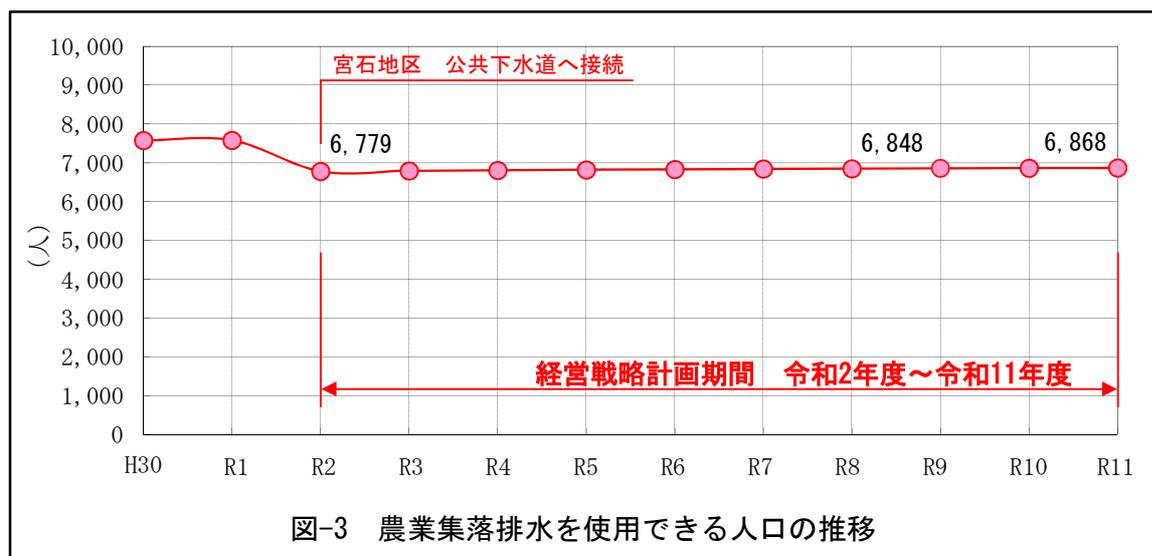
平成28年2月に策定した「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョンの推計値（シミュレーション2）では、令和27年度まで人口増加を予測していますが、それ以降は減少に転じるとしています。



農業集落排水を使用できる人口は、上の行政人口推計値と同じ増減率で変化すると考えられます。また、令和2年度には、宮石地区を公共下水道に接続するため、農業集落排水を使用できる人口が減少します。その結果は、表-4及び図-3に示すとおりです。

表-4 農業集落排水を使用できる人口の推移

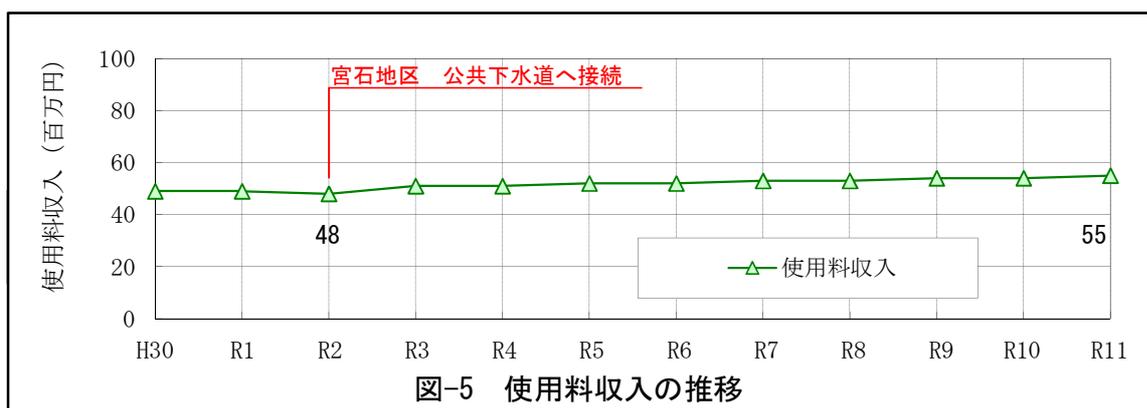
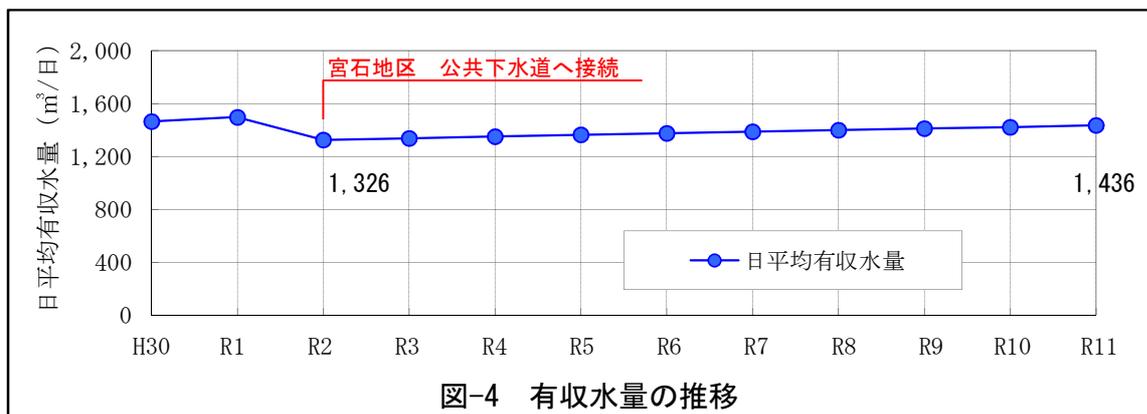
区 分	実績	現況	経営戦略計画期間		
	H27年度	H30年度	R2年度	R8年度	R11年度
農業集落排水を使用できる人口（人）	7,505	7,566	6,779	6,848	6,868



### ③ 有収水量と使用料収入

使用料の対象となる有収水量<sup>※1</sup>は、農業集落排水を使用できる人口と同様に図-4のとおり推移します。令和2年度に実施予定である宮石地区の公共下水道への接続により減少しますが、それ以降は僅かですが増加していきます。

使用料収入の推移は図-5に示すとおり、有収水量の推移と同じく、宮石地区の接続で減少しますが、令和2年度に予定されている使用料制度の見直しにより、それ以降は増加傾向にあります。



使用料は、維持管理費等の財源として農業集落排水経営の大きな基盤であることから、今後も収入の確保を図る必要があります。

※1 有収水量 水道メータ値等で把握し、使用料の対象となる水量をいいます。

### ④ 施設の老朽化

農業集落排水処理場は、古いものは供用開始後、約30年経過しており、今後、ストックマネジメント手法<sup>※2</sup>を踏まえた計画的な最適整備構想<sup>※3</sup>を実施していく必要があります。

※2 スtockマネジメント手法 既存の施設や設備を有効に活用し、優先順位を設定した上で、長寿命化対策と予算の平準化を図る手法です。

※3 最適整備構想 中長期的な維持管理・修繕などの経費の縮減や予算の平準化を目的に、機能や性能を維持しつつ、施設や設備を長寿命化（延命化）する対策です。

## ⑤ 経営指標

農業集落排水事業経営の現状を把握するために用いられる経営指標には、以下のものがあります。

ア) 水洗化率	<p>農業集落排水を実際に使用している人口  <math>\div</math> 農業集落排水を使用できる人口 <math>\times 100</math></p> <p>整備区域内人口のうち、農業集落排水を使用している人口の割合。</p>
イ) 使用料単価	<p>1年間の使用料収入 <math>\div</math> 1年間の有収水量            有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入。            総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において使用料単価として150円/m<sup>3</sup>を確保するものとしています。</p>
ウ) 汚水処理原価	<p>1年間の汚水処理に係る（維持管理費+減価償却費<sup>※1</sup>            （長期前受金の償却額は除く）+償還利子額）  <math>\div</math> 1年間の有収水量</p>
エ) 汚水処理原価（公費負担分を除く）	<p>上記より、公費負担分<sup>※2</sup>を除いて、有収水量1m<sup>3</sup>当りの額を示します。</p>
オ) 汚水処理原価（維持管理費）	<p>1年間の汚水処理に係る維持管理費 <math>\div</math> 1年間の有収水量            有収水量1m<sup>3</sup>あたりの維持管理費（管きよ費、ポンプ場費、処理場費など）を示します。</p>
カ) 経費回収率	<p>使用料単価 <math>\div</math> 汚水処理原価 <math>\times 100</math></p>
キ) 経費回収率（公費負担分除く）	<p>使用料単価 <math>\div</math> 汚水処理原価（公費負担分除く） <math>\times 100</math></p>
ク) 経費回収率（維持管理費）	<p>使用料単価 <math>\div</math> 汚水処理原価（維持管理費） <math>\times 100</math></p>

※1： 減価償却費 減価償却とは、構築物、機械器具など、時間の経過等によってその価値が減少する資産（償却資産）について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分する手続きです。

償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金等を長期前受金として計上し、減価償却費に併せて長期前受金戻入（長期前受金の償却額）として各事業年度で収益化します。

※2： 公費負担分 総務省から公表されている公営企業に対する一般会計が負担すべき経費です。一例として、分流式下水道等に要する経費の繰出し基準は、分流式の公共下水道ならびに農業集落排水施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額である。

農業集落排水事業の経営指標の実績を表-5に示します。

表-5 農業集落排水事業の経営指標実績

経営指標			H28年度	H29年度	H30年度
施設の効率性	水洗化率	%	85.4	86.1	87.3
			(84.9)	(86.3)	(87.1)
経営の効率性	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	91	91	91
	汚水処理原価（公費負担分を除く）	円/m <sup>3</sup>	151	177	178
	汚水処理原価（維持管理費）	円/m <sup>3</sup>	151	165	164
	経費回収率（公費負担分を除く）	%	60	51.3	51.3
	経費回収率（維持管理費）	%	60	55.1	55.5

注)汚水処理原価、経費回収率については、地方公営企業法適用前の数値です。法適用後は資本費の計算方法が変わるため、後述の経営指標目標値と比較はできません。

注) ( ) 内の数値は、前回（平成28年度）策定の経営戦略における目標値です。

上の実績を踏まえ、現状の経営指標の評価を表-6に示します。

表-6 現状の経営指標の評価

経営指標	評価
水洗化率	水洗化率については、表-5に示すように水洗化率は前回の経営戦略の目標値を平成30年度で達成できています。なお、図-6に示すように全国平均と同水準ですが、久米地区、桧原地区については全国平均を大きく下回るため重点的に水洗化率向上を図る必要があります。
使用料単価	使用料単価は汚水処理原価よりかなり低い値となっており、維持管理費等の財源として不足します。このことに加え、使用料金が公共下水道より安い状況であったため、公平性の観点から公共下水道と同じ料金設定とすることが決定しています。
汚水処理原価（維持管理費）	汚水処理原価（維持管理費）が増加しており、維持管理費の低減を図る必要があります。
経費回収率（維持管理費）	経費回収率（維持管理費）は約50～60%程度の値となっているため、収支の改善を図る必要があります。

## 4. 経営の課題

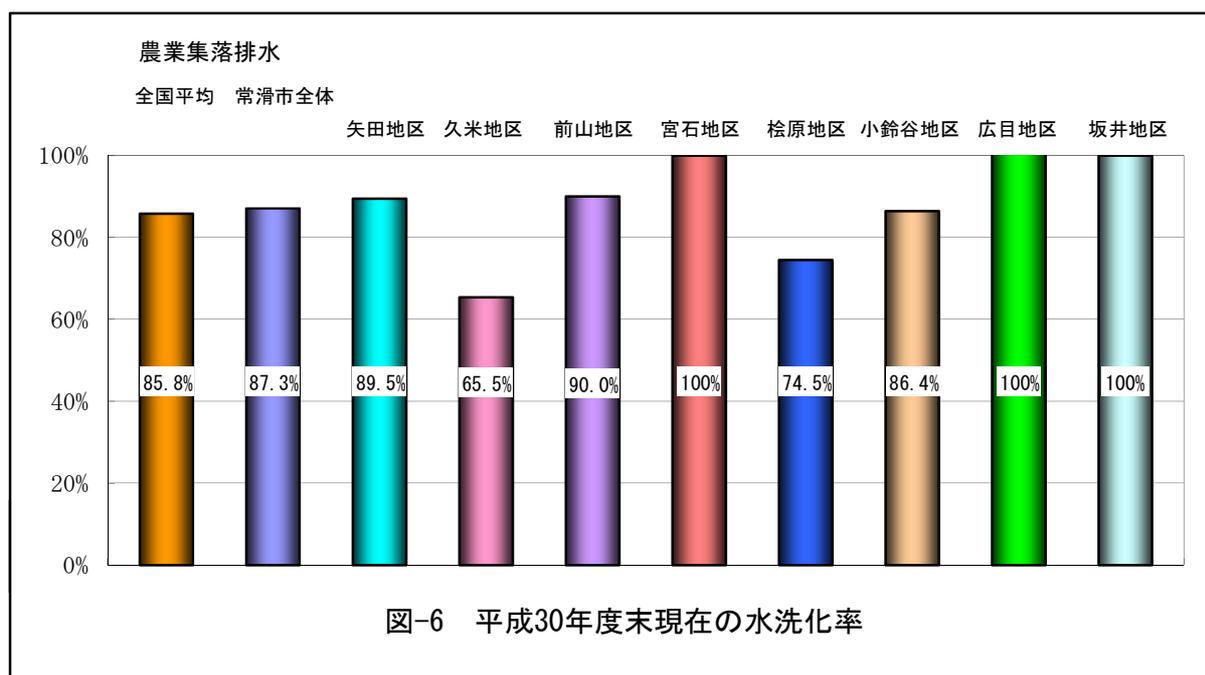
農業集落排水経営指標の評価を踏まえ、経営の課題を抽出します。

### 課題① 水洗化率の向上

(収益的収支に係る課題)

常滑市農業集落排水全体的水洗化率は、図-6のとおり平成30年度末で87.3%となっており、平成30年度の全国平均85.8%とほぼ同水準となっています。

宮石、広目及び坂井地区の水洗化率は100.0%となっていますが、久米及び桧原地区で全国平均を大きく下回る状況となっています。



### 課題② 使用料単価の改正

(収益的収支に係る課題)

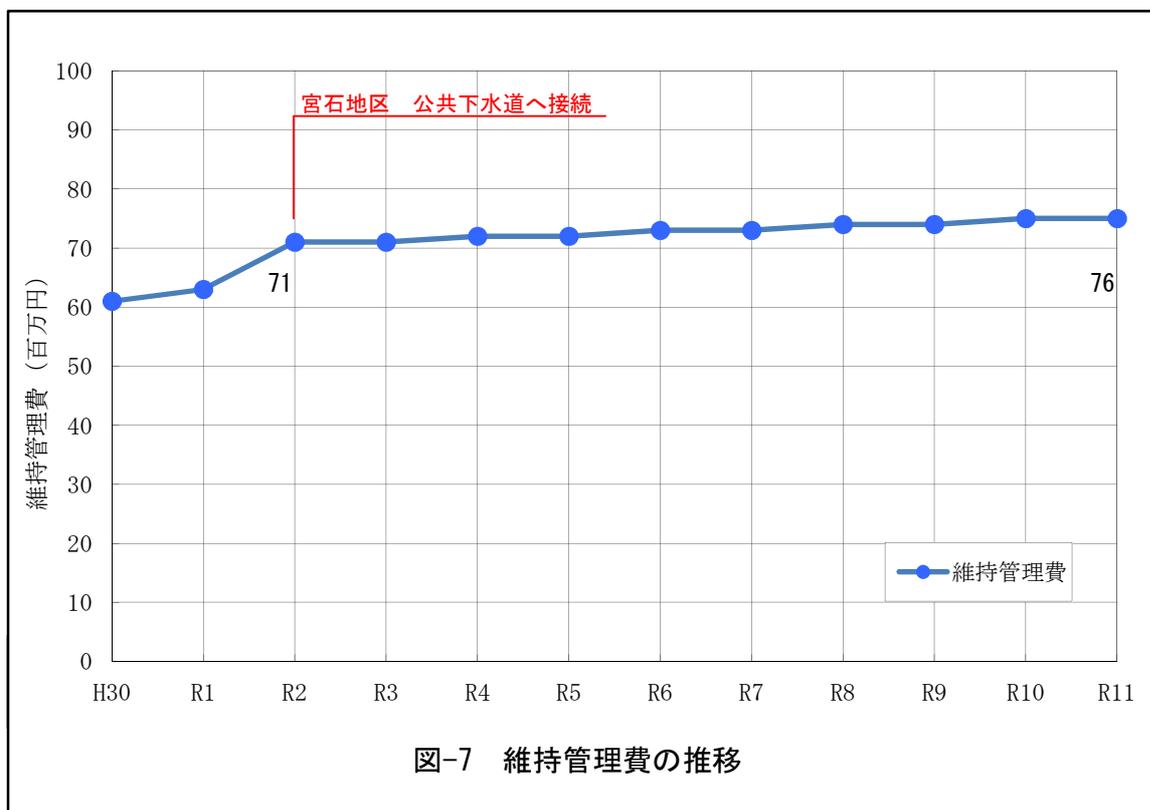
経費回収率（維持管理費）は、平成30年度で55.5%に留まっている状況です。また、使用料単価は91円/m<sup>3</sup>となっており、料金改定により改善したところですが、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の使用料単価150円/m<sup>3</sup>とは、大きな開きがあります。

### 課題③ 施設の老朽化に伴う維持管理費の抑制等

(収益的収支・資本的収支に係る課題)

図-7に過年度の維持管理費の実績から推計した維持管理費の推移を示します。

広目クリーンセンターと坂井クリーンセンターは建設から30年以上を経過しており、特に機械・電気設備で老朽化が問題となる時期です。よって、老朽化に伴う改築・更新の費用が増大し、維持管理費は徐々に増加します。



### 課題④ 人材育成

(共通課題)

技術者の高齢化により、培われた知識、技術の継承が全国で問題となっています。また、下水道事業経営の改善、情報化社会への対応、下水道新技術への対応等、新たな知識・技術の習得も行っていかなくてはなりません。

常滑市においても例外ではなく、より効率的に業務を行うため、人材育成が課題となります。

## 5. 経営の基本方針

農業集落排水は生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。

このため、「**農業集落排水サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する**」を基本方針とします。

## 6. 経営基盤強化への取組み

農業集落排水事業経営の課題と基本方針を踏まえ、表-7の取組みを実施することにより、経営の健全化に努めます。

表-7 経営基盤強化への取組項目

区分	取組区分	取組項目	取組内容
収益的収支の改善	収入増加	使用料制度の見直し	令和2年度の宮石地区の公共下水道への接続時に農業集落排水の使用料制度を公共下水道と統一するよう改定し、使用料の増収を図ります。
		水洗化率の向上	市民のニーズを把握し、営業ターゲットを絞るため、整備区域内の浄化槽の設置年数調査を行い、効率的な営業活動を行います。
			実施可能な農業集落排水への接続のためのサポート内容を整理し、市民の利便性の向上を図ります。
			水洗化率向上のノウハウを収集するため、他市町村とのつながりを深め、活発な意見交流の場を設けます。
	支出削減	経費の節減	より一層、農業集落排水事業の一般管理費（事務用品、消耗品等）の節減を進めるよう検討し、実施します。
		維持管理コスト縮減	処理場等で設備の新設、更新を実施する際は、維持管理費のコスト縮減に優れる新技術の導入を検討し、設計に反映します。
資本的収支の改善	支出削減	最適整備構想の実施	最適整備構想により農業集落排水施設の延命化等の優先順位、対策費の平準化等を計画し、農業集落排水機能の効率的な持続を図ります。
		建設コスト縮減	施設の改築更新の際に、建設改良費を削減できるコスト縮減技術の導入を検討します。
		設計等委託方法の適正化	業務内容を把握し、必要作業を絞った仕様書を作成する等、委託費の適正化に努めます。
共通事項	収入増加 支出削減	地方公営企業法の一部適用	地方公営企業法を令和2年度から一部適用しますが、独立採算性、透明性、市民への情報開示を実現します。
		人材育成	知識・技術の継承と習得を行うため、また、コスト縮減の意識と質の高い営業が行えるよう、研修に参加し、人材育成します。

これらの取組項目を実施することで、令和11年度の経営指標の目標を表-8のとおりとします。

表-8 経営指標目標値

経営指標		実績	予算	目標
		H30年度	R2年度	R11年度
水洗化率	%	87.3	87.0	92.9
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	91	104	104
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	—	247	200
汚水処理原価（公費負担分除く）	円/m <sup>3</sup>	—	196	150
汚水処理原価（維持管理費）	円/m <sup>3</sup>	164.0	164	144
経費回収率	%	—	45%	52%
経費回収率（公費負担分除く）	%	—	56%	69%
経費回収率（維持管理費）	%	55.5%	67%	72%

注)H30年は公営企業法非適用であり、汚水処理原価の計算方法が異なり、比較ができない項目は非表示としています。

表-9 経営指標目標値に関する考察

経営指標	考察
水洗化率	水洗化率は、施策の取り組みによる上昇を見込むと令和11年度で92.9%となります。今後も継続した施策が必要です。
使用料単価	使用料単価は使用料制度を公共下水道と統一するよう改定したことにより向上し、令和2年度以降は104円/m <sup>3</sup> に上昇する見込みです。
汚水処理原価 (維持管理費)	汚水処理原価（維持管理費）は水洗化の進捗による有収水量の増加とともに徐々に低下して令和11年度には144円/m <sup>3</sup> となる見込みです。
経費回収率 (維持管理費)	経費回収率（維持管理費）は徐々に向上して令和11年度には約72%となる見込みです。

## ◎ 重点となる取組項目 ① : 水洗化率の向上

(収益的収支の改善)

久米地区、桧原地区では、他地区より水洗化率が低くなっています。この理由として、供用開始年度が比較的新しく、浄化槽により既に水洗化された住宅等が多いことが考えられます。

そこで、表-7の取組項目における水洗化率の向上を図ることで、経営基盤の強化を目指します。

この取り組みによって、水洗化率を平成30年度の87.3%から、令和11年度までに92.9%へ引き上げます。

### 水洗化率目標

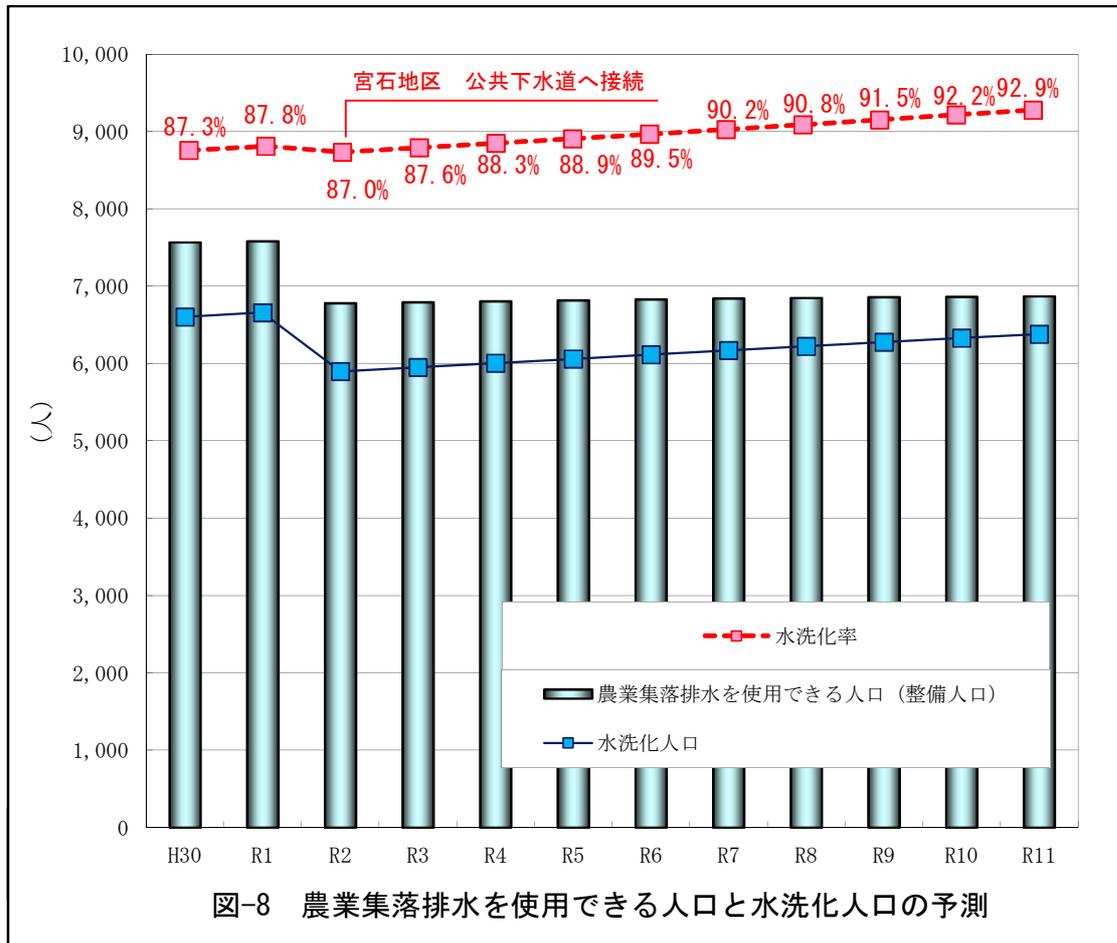
平成30年度		令和8年度		令和11年度
87.3%	→	90.8%	→	92.9%

※ 農業集落排水は、地域からの申請事業であることを踏まえ、全地区の水洗化率が90%以上となることを前提として目標値を試算しています。

表-10 各地区の水洗化率の目標

地区名	水洗化率	
	平成30年度実績	令和11年度目標
矢田地区	89.5%	91.3%
久米地区	65.5%	91.3%
前山地区	90.0%	91.3%
宮石地区	100.0%	—
桧原地区	74.5%	91.3%
小鈴谷地区	86.4%	91.3%
広目地区	100.0%	100.0%
坂井地区	100.0%	100.0%
計	87.3%	92.9%

ここで、「水洗化率向上の取組みを継続した場合」における、「農業集落排水を使用できる人口」と「水洗化人口」の予測を図-8に示します。



## ◎ 重点となる取組項目 ② : 使用料制度の見直し

(収益的収支の改善)

総務省が示している最低限の経営努力としての使用料単価は、150円/m<sup>3</sup>ですが、現状の使用料単価を踏まえると計画期間内における大幅な使用料引き上げによる計画期間内の実現は困難であると考えます。

しかし、使用料で維持管理費を賄うことが望ましいため、経営戦略計画期間中は、次のような使用料単価を確保するものとし、今後、段階的な見直しを検討することとします。

また、令和2年度の宮石地区の公共下水道への接続時に農業集落排水の使用料制度を改定し、公共下水道と統一しています。

これにより使用料単価は平成30年度の91円/m<sup>3</sup>から、令和2年度以降104円/m<sup>3</sup>に引き上がり、使用料は増収する見込みです。

### 使用料単価目標

平成30年度		令和2年度
91円/m <sup>3</sup>	→	104円/m <sup>3</sup>

水洗化率の向上を図った有収水量に改定後の使用料単価を乗じて使用料収入を予測すると図-9のとおりとなり、使用料収入は、平成30年度の4,870万円から令和11年度で約5,450万円となり約580万円上昇します。

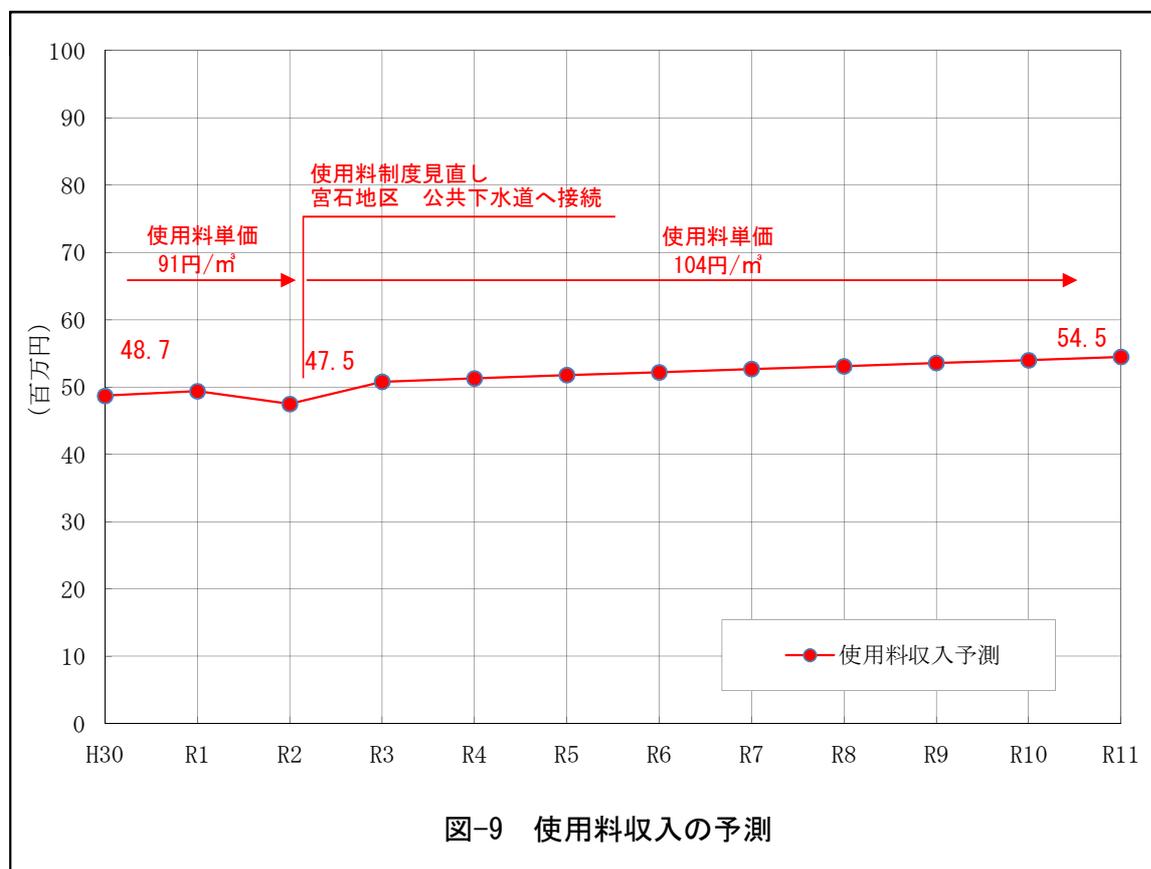


図-9 使用料収入の予測

## 7. 財政収支の見通し

財政収支の見通しについては、18、19ページの「投資・財政計画（収支計画）」に示しています。なお、料金収入等の考え方は以下のとおりです。

### (1) 料金収入

令和2年度に、農業集落排水の宮石地区が公共下水道に接続されることにより使用料収入は減収となりますが、使用料制度を集落排水すべてを公共下水道と統一することによる効果が上回り、全体では増額する見込みです。

### (2) 建設改良費

設備の老朽化が懸念される処理場の更新化事業については、表-11のとおりであり、該当する各年度に必要な経費を見込みました。

表-11 更新化事業実施予定

地 区	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
矢田地区			○	○	○		
久米地区							
前山地区				○	○	○	○
桧原地区							
小鈴谷地区				○	○	○	
広目地区		○	○				
坂井地区	○						

○：更新、改修工事実施

### (3) その他

水洗化率の向上以外の取組項目についても検討し、維持管理費等の支出削減に努めます。また、一般会計繰入金の削減を図ります。

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	49,522	50,791	51,285	51,816	52,234	52,689	53,145	53,601	53,980	54,512
	(1) 料金収入	47,521	50,790	51,284	51,815	52,233	52,688	53,144	53,600	53,979	54,511
	(2) 受託工事収益 (B)	2,000									
	(3) その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2. 営業外収益	189,255	171,117	169,729	169,799	162,113	159,923	156,045	154,903	154,605	154,144
	(1) 補助金	72,754	61,341	59,230	57,965	55,971	54,235	52,447	51,242	50,523	49,641
	他会計補助金	72,754	61,341	59,230	57,965	55,971	54,235	52,447	51,242	50,523	49,641
	その他補助金										
	(2) 長期前受金戻入	116,501	109,776	110,499	111,834	106,142	105,688	103,598	103,661	104,082	104,503
	(3) その他										
収入計 (C)	238,777	221,908	221,014	221,615	214,347	212,612	209,190	208,504	208,585	208,656	
支 出	1. 営業費用	190,451	181,227	182,535	184,430	179,245	179,273	177,721	178,324	179,206	180,171
	(1) 職員給与	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225	9,225
	基本給	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134
	退職給付費	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510
	その他	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581
	(2) 経費	64,725	62,226	62,811	63,371	63,878	64,360	64,898	65,438	65,899	66,443
	動力費	16,134	16,262	16,415	16,560	16,688	16,807	16,943	17,079	17,190	17,326
	修繕費	4,600	4,692	4,786	4,882	4,980	5,080	5,182	5,286	5,392	5,500
	材料費										
	その他	43,991	41,272	41,610	41,929	42,210	42,473	42,773	43,073	43,317	43,617
(3) 減価償却費	116,501	109,776	110,499	111,834	106,142	105,688	103,598	103,661	104,082	104,503	
2. 営業外費用	15,296	10,138	8,303	6,820	5,693	4,735	4,059	3,436	2,998	2,581	
(1) 支払利息	12,296	10,138	8,303	6,820	5,693	4,735	4,059	3,436	2,998	2,581	
(2) その他	3,000										
支出計 (D)	205,747	191,365	190,838	191,250	184,938	184,008	181,780	181,760	182,204	182,752	
経常損益 (C)-(D) (E)	33,030	30,543	30,176	30,365	29,409	28,604	27,410	26,744	26,381	25,904	
特別利益 (F)											
特別損失 (G)	14,184										
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 14,184										
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	18,846	30,543	30,176	30,365	29,409	28,604	27,410	26,744	26,381	25,904	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
流動資産 (J)	50,065	6,223	6,281	6,337	6,388	6,436	6,490	6,544	6,590	6,644	
うち未収金	2,753	5,079	5,128	5,182	5,223	5,269	5,314	5,360	5,398	5,451	
流動負債 (K)	119,786	75,269	69,165	62,915	56,198	45,202	45,733	37,821	36,953	36,504	
うち建設改良費分	73,721	69,046	62,884	56,578	49,810	38,766	39,243	31,277	30,363	29,860	
うち一時借入金											
うち未払金	46,065	6,223	6,281	6,337	6,388	6,436	6,490	6,544	6,590	6,644	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)											
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	47,522	50,791	51,285	51,816	52,234	52,689	53,145	53,601	53,980	54,512	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)											

## 投資・財政計画 (収支計画)

区 分		年 度									
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的 収入	1. 企業債	9,400	8,700	19,600	27,000	25,900	15,100	7,200	7,200	7,200	7,200
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	57,177	43,693	40,510	29,931	26,199	13,460	13,111	5,811	5,260	5,234
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	21,416	22,528	42,216	48,000	45,020	25,820	11,740	11,740	11,740	11,740
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354
	9. その他										
	計 (A)	88,347	75,275	102,680	105,285	97,473	54,734	32,405	25,105	24,554	24,528
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	88,347	75,275	102,680	105,285	97,473	54,734	32,405	25,105	24,554	24,528
資本的 支出	1. 建設改良費	36,472	36,772	69,972	79,072	77,072	44,572	20,572	20,572	20,572	20,572
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	73,721	69,046	62,884	56,578	49,810	38,766	39,243	31,277	30,363	29,860
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
計 (D)	110,193	105,818	132,856	135,650	126,882	83,338	59,815	51,849	50,935	50,432	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	21,846	30,543	30,176	30,365	29,409	28,604	27,410	26,744	26,381	25,904	
補填財源	1. 損益勘定留保資金										
	2. 利益剰余金処分量	17,846	30,543	30,176	30,365	29,409	28,604	27,410	26,744	26,381	25,904
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	4,000									
計 (F)	21,846	30,543	30,176	30,365	29,409	28,604	27,410	26,744	26,381	25,904	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	475,311	414,965	371,681	342,103	318,193	294,527	262,484	238,407	215,244	192,584	

○他会計繰入金

区 分		年 度									
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		72,754	61,341	59,230	57,965	55,971	54,235	52,447	51,242	50,523	49,641
	うち基準内繰入金	22,681	31,160	30,623	30,693	29,699	28,886	27,692	27,026	26,663	26,186
	うち基準外繰入金	50,073	30,181	28,607	27,272	26,272	25,349	24,755	24,216	23,860	23,455
資本的収支分		57,177	43,693	40,510	29,931	26,199	13,460	13,111	5,811	5,260	5,234
	うち基準内繰入金	4,800	4,237	3,000	1,658	237					
	うち基準外繰入金	52,377	39,456	37,510	28,273	25,962	13,460	13,111	5,811	5,260	5,234
合 計		129,931	105,034	99,740	87,896	82,170	67,695	65,558	57,053	55,783	54,875